

令和5年度 根室管内特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局（根室教育局）

令和6年2月27日（火）に、令和5年度第2回特別支援連携協議会を開催しました。今回は、遠隔会議システムによるオンライン会議を開催し、事務局から特別支援教育総合実践事業の成果及び特別支援教育に係る管内の状況について説明を行い、その後、委員による協議を行いました。本会議の概要を紹介します。



説明「特別支援教育総合実践事業の成果及び専門家チーム会議の取組について」

【令和5年度の根室管内特別支援連携協議会の重点】

- ① 特別支援教育に関わる専門性の向上と校内支援体制の充実
- ② 個別の教育支援計画を活用した教育・福祉の連携強化

- ・「特別支援教育充実セミナー」では、発達障がい支援成果普及事業の推進地域の発表や各地域におけるネットワークの充実について協議を行い、各機関で連携体制づくりのために取り組んでいることや、連携して取り組んだ実践事例の交流を通して、教育と福祉が連携した取組を進めることの大切さについて理解を深めることができた。
- ・通級による指導は、特別支援学校の自立活動に相当する指導とされており、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であることから、各教科の遅れを補充するための指導とはならないように留意する必要がある。

協議「巡回相談等における事例に基づく、切れ目ない一貫した指導や支援の充実と連携強化の成果の共有」

各委員からの意見

町の巡回相談の際の助言を基に、支援方法を園内で共有し、教職員で共通した支援を行うよう徹底することができた。

個別の教育支援計画の作成は、幼児児童生徒や保護者の将来に向けた願いなどを整理する機会でもあることを関係者で共有をする必要がある。

研修部が中心となり、通常の学級と特別支援学級の担任の交換授業を計画・実施したことにより、組織的に教職員が自分事として特別支援教育について考える機会とすることができた。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の支援不登校や引きこもりの相談支援では、学校、家庭、保健福祉が連携した対応をすることができた。

パートナー・ティーチャー派遣事業を活用し、得られた助言を校（園）内で共有し、教職員が指導したことにより、当該幼児児童生徒の困り感を改善することができた。

学校は、リモートを活用して関係機関に幼児児童生徒の支援の在り方について相談したり、福祉機関等と連携して幼児児童生徒と面談を実施したりするなど支援体制を構築することができた。

まとめ（北海道教育大学釧路校 小 淵 隆 司 教授）

- ・教職員は、幼児児童生徒の行動について、なぜそのような行動をとるのか、要因を分析し、実態把握に努めることが重要である。
- ・幼児児童生徒の様子について、様々な立場の教職員が語り合うことは大切であり、特別支援教育について担当者任せではなく、学校全体で考えていく視点をもつことが校内支援体制の充実に繋がる。
- ・個別の教育支援計画の活用では、様々な立場の人が、いつ、どこで、どのような支援をしていくのか分かるようにすることが大切である。例えば、特別支援学級の児童生徒が放課後等デイサービスで、どのような支援がされているか把握することにより、教職員と関係機関が指導の方向性を共有することなどが考えられる。